

17 その他資料（選挙啓発関連資料，選挙公報）



市役所横断幕



しゃべるポスター



等身大パネル



三宮交差点 横断幕



交通センタービル看板



ヒューマン掲示板



さんちか ペナント



デュオこうべ ペナント



湊川公園 のぼり



自動車による啓発パトロール



ポスター掲示場



県市合同啓発パレード

選挙のお知らせ

平成17年6月発行／神戸市選挙管理委員会

兵庫県知事選挙・東灘区県会議員再選挙 垂水区県会議員補欠選挙

7月3日(日)午前7時～午後8時 そろって投票しましょう



平成16年度明るい選挙をすすめるポスターコンクール特選
県立夢野台高等学校 中野夕衣さんの作品

東灘区県会議員再選挙・ 垂水区県会議員補欠選挙で投票できる人

昭和60年7月4日までに生まれた人で、

- ①平成17年3月1日までに神戸市のいずれかの区の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住し、6月1日現在(ただし、昭和60年6月3日～7月4日の間に生まれた人は、6月15日現在)、東灘区又は垂水区の住民基本台帳に記録されている人
- ②平成17年3月2～15日の間に、神戸市に転入届を出し、引き続き市内に居住し、6月15日現在、東灘区又は垂水区の住民基本台帳に記録されている人
- ③平成17年3月16～23日の間に、神戸市に転入届を出し、引き続き市内に居住し、6月23日現在、東灘区又は垂水区の住民基本台帳に記録されている人

◆神戸市で投票できる人は

▼昭和60年7月4日までに生まれた人で、今年の3月15日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人です。

※なお、今年の3月16日以降に県内の他市町から神戸市に転入届を出した人で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で兵庫県知事選挙の投票ができます。この場合、現在お住まいの区役所・支所・出張所が発行する「引き続き県内居住証明書」が必要です。(お住まいの区以外の市区町でも証明書発行の申請ができます)

※東灘区県会議員再選挙・垂水区県会議員補欠選挙は、左下の枠内をご参照ください。

◆投票所は

▼「投票のご案内」を告示日(6月16日)以降に世帯ごとに封筒でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ記載の投票所にご持参ください。

※なくしたり、忘れたりしても投票できますので、投票所でお申し出ください。

▼今回から投票所が変わるところがあります。

裏面の「投票所が変更になった地域」をご覧ください。

▼市内(区内)で住所を移した人の投票所は次のとおりです。

①今年の6月1日までに「市内転入届」を出した人⇒新しい住所地の投票所になります。

②6月2日以降に「市内転入届」を出した人⇒もとの住所地の投票所になります。

▼目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由などで字を書くことのできない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。

▼ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生月(〇月生まれ)をお尋ねしています。

◆期日前投票は

▼選挙期日(7月3日)に仕事やレジャー・買い物などの予定のある人は、手続きが簡素化され、投票しやすくなった期日前投票ができます。ご利用ください。

選挙人名簿に登録されている区役所へお越しください。その場で期日前投票ができます。印鑑は不要です。ただし、宣誓書への記載は必要です。

※北区の選挙人名簿に登録されている人は、北区役所のほか北神出張所や連絡所でも期日前投票ができます。

※須磨区の選挙人名簿に登録されている人は、須磨区役所のほか北須磨支所でも期日前投票ができます。

※西区の選挙人名簿に登録されている人は、西区役所のほか西神中央出張所や連絡所でも期日前投票ができます。

【受付期間】

①期 間

県知事選挙 ⇒ 平成17年6月17日(金)～7月2日(土)

県会議員再選挙・補欠選挙 ⇒ 平成17年6月25日(土)～7月2日(土)

・告示日は投票できませんので、ご注意ください。

②時 間

午前8時30分～午後8時(土、日曜日も受付)

ただし、北区、西区の連絡所は、午前9時から午後5時までとなります。

※選挙日には20歳を迎えるが、期日前投票をする日に、まだ19歳の方は、期日前投票はできませんが、従来どおりの不在者投票をすることができます。投票場所、受付期間は、期日前投票と同じです。

◆不在者投票は

※旅行や出張で選挙期日の投票も期日前投票もできない場合は、手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。詳しくはお住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

▼病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は

その施設が「不在者投票施設」に指定されていれば、施設内で投票できます。各施設にご確認ください。

▼身体障害者手帳、介護保険の被保険者証などをお持ちの人は

身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの人は、障害の程度によって、また、介護保険の被保険者証（※介護保険資格者証ではできません。）をお持ちで「要介護5」の人は、事前に申請を行うことによって、自宅等で「郵便等による不在者投票」を行うことができます。

※「郵便等による不在者投票」の対象の方で、上肢障害若しくは視覚障害が1級等の人は、代理記載制度があります。

※あらかじめ、「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票用紙は、6月29日（水）までに「郵便等投票証明書」を添えて選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に請求してください。

ホームページで投・開票速報

7月3日（日）に、選挙管理委員会のホームページ上で知事選挙、県会議員再選挙・補欠選挙の投・開票速報を行います。当日は下記のアドレスからご覧ください。

※神戸市役所HP <http://www.city.kobe.jp/>

※神戸市選挙管理委員会 <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/60/>

また、選挙期間中は、期日前投票者数などの速報も行っております。

投票所が変更になった地域

区名	投票所が変更になった地域	新しい投票所
中央区	筒井町1丁目、脇浜町1～3丁目	脇浜会館 (脇浜町2丁目)
	小野柄通1～8丁目、御幸通1～8丁目 磯上通1～3丁目、浜辺通1・2丁目	中央区総合庁舎 (雲井通5丁目)
	磯上通4～8丁目、磯辺通1～4丁目、小野浜町 八幡通1～4丁目、浜辺通3～6丁目 加納町5・6丁目、三宮町1～3丁目、新港町 明石町、伊藤町、江戸町、海岸通、京町 浪花町、西町、播磨町、東町、前町	神戸市役所2号館 (加納町6丁目)
北区	有野町唐櫃1～780・3653～3890・4476～4562番地	まほしの里 (有野町唐櫃)
須磨区	中落合2丁目	花谷小学校 (東落合1丁目)

お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

東灘区	〒658-8570	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号	☎841-4131(代)
灘区	〒657-8570	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号	☎843-7001(代)
中央区	〒651-8570	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号	☎232-4411(代)
兵庫区	〒652-8570	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号	☎511-2111(代)
北区	〒651-1195	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号	☎593-1111(代)
長田区	〒653-8570	神戸市長田区北町3丁目4番地の3	☎579-2311(代)
須磨区	〒654-8570	神戸市須磨区中島町1丁目1番1号	☎731-4341(代)
北須磨支所	〒654-0195	神戸市須磨区中落合2丁目2番5号	☎793-1212(代)
垂水区	〒655-8570	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	☎708-5151(代)
西区	〒651-2195	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3	☎929-0001(代)
市	〒650-8570	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	☎322-5815(直)

※各区選挙管理委員会への郵便物は、上記の郵便番号と「〇〇区選挙管理委員会」宛で届きます

神戸市選挙管理委員会 ☎078-322-5815～6(直)

兵庫県知事選挙

東灘区員会議員再選挙
垂水区員会議員補欠選挙

投票日 7月3日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票できる人

昭和六十年七月四日までに生まれ、今年三月十五日までに神戸市の住民基本台帳に記録があり、引き続き市内に居住している人

なお、今年三月十六日以降に県内の他市町から神戸市に転入届を出し、転入前の住所の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所で投票ができます。ただし、現在お住まいの区役所・支所・出張所が発行する「引き続き県内居住証明書」が必要です。

※県会議員再選挙・補欠選挙は左下参照

そろって投票しましょう

投票所

▼「投票のご案内」を世帯ごとにもとめ、封筒で郵送します。ご自分の個票を確認のうえ、投票所へ持参してください。※紛失したり、持参し忘れても申し出てください。投票所へ持参して住所を移動した人は、転入届を出した人に「転入届」を出した人：新しい住所の投票所



手などが不自由で字を書くことができない人は、投票所の係員が代筆する「代理投票」ができます。

期日前投票・不在者投票

▼投票日に仕事やレジャー・買い物などを予定している人
|| 六月十七日から七月二日まで

**東灘区員会議員再選挙
垂水区員会議員補欠選挙
の投票ができる人**
※【 】内は垂水区員会議員補欠選挙

昭和60年7月4日までに生まれ、次の①か②に該当する人。
①今年3月15日までに神戸市の住民基本台帳に記録されており、引き続き市内に居住し、6月15日現在(市内で住所を移動した人は6月1日現在)東灘【垂水】区の住民基本台帳に記録されている人
②今年3月16～23日に神戸市に転入届を出し、引き続き市内に居住し、6月23日現在東灘【垂水】区の住民基本台帳に記録されている人
※期日前投票・不在者投票は、6月25日～7月2日8:30～20:00(土・日曜も受け付け)
※県会議員再選挙・補欠選挙の投票ができる人は知事選挙の投票もできます

で、選挙人名簿に登録されている区役所へお越しください。北・須磨・西区では、支所・出張所・連絡所でもできます(印鑑は不要。宣誓書の記載は必要)。受付時間は午前八時三十分から午後八時です(土・日曜も受け付け。北・西区の連絡所は午前九時から午後五時)

▼病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は「不在者投票指定施設」に指定されていれば、施設内で投票ができます。各施設でご確認ください。

▼身体障害者手帳や介護保険の被保険者証などを持つ人は、障害の程度や要介護の区分によって、自宅などで「郵便等による不在者投票」ができます。さらに、上肢障害が視覚障害の人は、一定の要件を満たせば、代理記載制度を利用できます。あらかじめ「郵便等投票証明書」を取り寄せる必要があります。詳細は、住所地の区選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆問い合わせは、住所地の区選挙管理委員会(13面参照)か市選挙管理委員会(☎322・5815、☎322・6150)へ。